

一般廃棄物委託運搬処理仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、陸上自衛隊武山駐屯地（防衛省共済組合武山支部委託売店を除き、航空自衛隊地区を含む。）から発生する一般廃棄物委託運搬処理について適用する。

2 運搬処理する廃棄物の種類について（横須賀市の示す分別による。）

- (1) 燃やせるゴミ
 - ア 紙くず等
 - イ 木くず、草等
- (2) それぞれに分別された資源回収品等

3 廃棄物の集積施設

集積場所	箇所	コンテナ設置台数	予定搬出量
北地区ごみ集積場	1箇所	4台	81,000Kg
南地区ごみ集積場	1箇所	2台	43,200Kg
航空自衛隊地区ごみ集積場	1箇所	1台	1,800Kg
合計	3箇所	7台	126,000Kg

※ コンテナの常設台数及び予定搬出台数、搬出量は追加変更あり。

4 廃棄物の運搬要領

- (1) 運搬処理指定日は、官側が指定、通知する。
- (2) 運搬車の差出

指定日の0830までに、北地区ごみ集積場西側の廃棄物積載位置まで運搬車を差し出すものとする。
- (3) 廃棄物の積載

運搬車への積載は、業者が行うものとする。
- (4) 収集経路
 - ア 北地区ごみ集積場を出発点とし、順次、別紙に示す経路により収集を行うものとする。
 - イ 別紙「収集運搬経路図」による。
 - ウ 前項に示す収集場以外から、収集を必要とする場合は、別に示す。

(5) 廃棄物の搬出先

搬出する廃棄物は、横須賀市指定の処分、リサイクル施設等へ搬入するものとする。

5 使用運搬車

最大積載量3, 200Kg以上の横須賀市許可車両（作業上都合により、最大積載量2, 000Kgの車両を使用する場合は、検査官の承認を得る。）による。

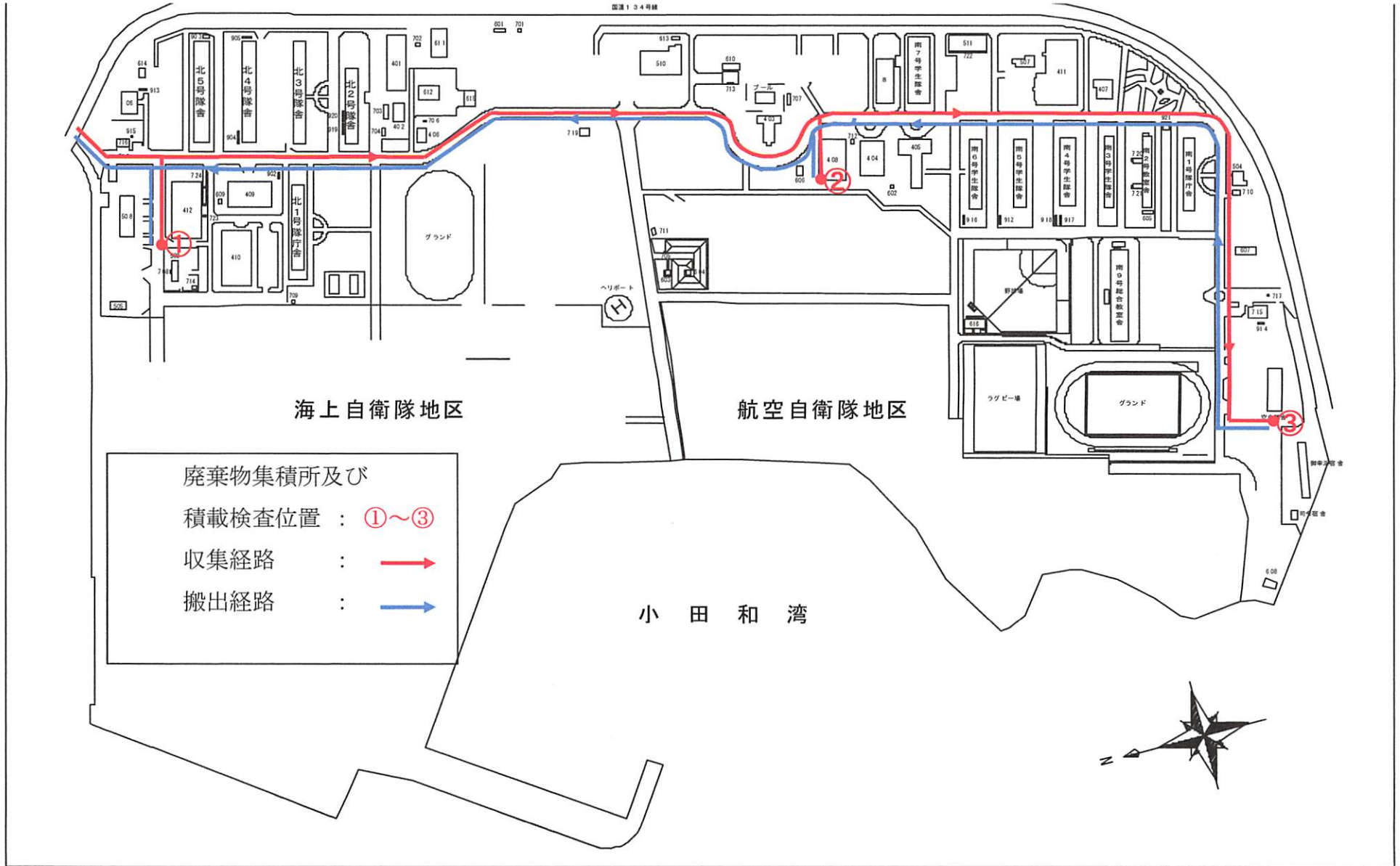
6 検査

- (1) 指定日の積載を完了した車両は、北地区ごみ集積場南側道路上まで運行し、検査官に確認を受けるものとする。
- (2) 検査官は、所定の用紙に数量を記載し、処理工場が発行する計量表（写）の提出をもって完了する。
- (3) 指定日中、土曜日・日曜日・祝祭日の発生量については、翌日（週）月曜日の0830に検査を受けるものとする。

7 その他

- (1) 各集積施設及び周辺の清潔の保持に留意し、良心的に作業を行うものとする。
なお、運搬作業等において支障をきたす事態が発生した場合は、管理責任者の指示を受けるものとする。
- (2) 仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

収集運搬経路図 事業系一般廃棄物



廃棄物集積所及び
積載検査位置 : ①～③
収集経路 : →
搬出経路 : →



仕 様 書

一般廃棄物（残飯・可燃物）委託運搬処理

作成部隊

武山駐屯地業務隊補給科糧食班

仕様書番号

第1号

作成年月日

平成31年1月22日

1 適用範囲

本仕様書は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、陸上自衛隊武山駐屯地北食堂及び南食堂の、一般廃棄物（残飯・可燃物）の委託運搬処理について、適用するものである。

2 運搬処理する廃棄物

- (1) 残飯（水切り処理したもの。）
- (2) 可燃物

3 回収場所

「別紙」に示す。

4 運搬処理要領

(1) 残飯

ア 委託業者は、官側が指定する残飯回収位置に残飯回収用ドラム缶（200ℓ）を、コンテナ置場に残飯集積用コンテナを、設置する。

イ 残飯回収用ドラム缶に集積された残飯を、コンテナ置場まで運搬し、それを残飯集積用コンテナに集積する。

ウ 残飯回収位置・コンテナ置場・収集運搬経路については、「別紙」に示す。

(2) 可燃物

ア 委託業者は、官側が指定するコンテナ置場に可燃物集積用コンテナを、設置する。

イ 官側が指定した可燃物収集場から、コンテナ置場まで運搬し、それを可燃物集積用コンテナに集積する。

ウ 可燃物収集場・コンテナ置場・収集運搬経路については、「別紙」に示す。

(3) 運搬処理は、原則として各週の月・水・金曜日とし、午前8時から午前9時の間に実施するものとする。その他は、必要に応じ、その都度調整する。

(4) 運搬車（許可車両）への積載は、委託業者が行うものとする。

(5) 搬出した残飯・可燃物は、横須賀市指定の処分施設へ搬入するものとする。

(6) 計量については、1kgを単位とする。

5 検査

積載完了の都度、検査官による積載の確認を受けるものとし、検査官は、所定の用紙に数量を記載する、その後、横須賀市指定の処理工場が発行する「計量表」の提出をもって、完了とする。

6 その他

(1) 各集積施設周辺の清潔の保持に留意し、良心的に作業を行うものとする。

(2) 各集積用コンテナは、カバーを掛け、害獣又は雨風などの被害がないように設置する。

(3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

